

令和2年4月8日

各私立認可保育所・認定こども園
各家庭的・小規模保育事業

} をご利用の保護者の皆様へ

品川区子ども未来部
保育支援課長 若生 純一

緊急事態宣言発令に伴う 区内私立保育園における対応のお知らせ

新型コロナウイルス感染症について、報道のとおり、東京都に緊急事態宣言の発令が出されたところです。区内私立保育園の取扱いについては国の通知に基づき、下記「2. 期間中に利用可能な家庭」以外、**強く登園の自粛を要請**いたします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 緊急対応期間

4月8日（水）～5月6日（水）

2. 期間中に利用可能な家庭

- ・医療従事者等、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な場合
- ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが経済的に困難な場合
- ・疾病等、自宅での保育が困難な場合

※在宅勤務や育児休業中など、保護者が家にいる場合は、原則利用不可とします。

3. 各ご家庭での留意点について

- (1) お子さまの検温を毎朝、実施していただき、発熱等の風邪の症状がみられるときは、十分休養を取らせてください。また、必要に応じて医療機関を受診するようにしてください。
- (2) 園児やご家族の方が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合や、保健所から濃厚接触者と特定された場合、速やかに園にご連絡ください。

4. 保育園保育料の日割り計算について

登園自粛をされる際については、月額保育料の日割り計算を行いますので、保育実施停止申請書を保育園にご提出ください。

※提出期限は令和2年4月10日（金）までとじていましたが、令和2年5月8日（金）までに
変更いたします。

5. その他

- ・勤務先の調整等により休むことができない等、特段の理由がある場合は、別途園にご相談ください。
- ・緊急対応期間中に特別保育事業（一時保育、定期利用保育、休日保育、病後児保育等）を利用する児童について、在園児と同様に**強く登園の自粛を要請**いたします。

※本通知における対応方針は現時点のものであり、状況に応じて変更する場合があります。

<問い合わせ先>

■私立保育園の運営に関すること

保育支援課私立支援担当 TEL：03-5742-6723

■入園および保育料に関すること

保育課入園相談担当 TEL：03-5742-6725